

論 文

みなし贈与と一時所得の区分に関する考察

——社団法人の死亡共済金が一時所得に該当するとされた判例を受けて——

岡 根 秀 規

概 要

相続税法 9 条は、「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。」旨規定しているが、本判例は、社団法人の会員であった控訴人の父の死亡に伴い、当該社団法人の福祉共済制度に基づき、死亡共済金の受給権者に指定されていた控訴人が受給した死亡共済金がみなし贈与財産に該当せず、控訴人の一時所得に該当するとした所得税の課税処分の適法性が争われたものであり、裁判においては、相続を原因とする死亡共済金であっても、みなし贈与財産には該当せず一時所得に該当するとして、控訴人の主張を棄却したものである。

本判例は、同法 9 条に規定されているみなし贈与の法解釈について裁判所が判断を下したものであるが、現行の相続税・贈与税と所得税の課税関係を整理する必要を投げかけるものであることから、今般、本判例を踏まえ、みなし相続とみなし贈与の賦課要件を確認するとともに、一時所得との関係も確認した上で、今後のみなし相続・みなし贈与と一時所得の区分を一層明解にするために提言を行うものである。

Ⅰ 本判決の概要（大阪高裁平成 26 年 6 月 18 日判決）

（平成 26 年（行コ）第 6 号 所得税更正処分取消等請求控訴事件）

1 事実

（1）事案の概要

本件は、平成 20 年分の所得税に係る更正処分（以下「更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と合わせて「本件更正処分等」という。）を受けた控訴人が、被控訴人に対し、本件更正処分は社団法人 A（以下「A」という。）の会員であった控訴人の父死亡に伴い A の事業の 1 つである共済制度に基づき控訴人が受給した同死亡に係る共済金を、いわゆるみなし贈与財産とせず、控訴人の一時所得として所得税の課税対象とした違法があり、また、仮に同共済金が一時所得に該当するとしても、一時所得の金額の算定に当たって同共済金を得るために要した負担金の合計額を控除しなかった違法があると主張して、本件更正処分の取消しを求めるとともに、違法な本件更正処分を前提として過少申告加算税を課した本件賦課決定処分もまた違法であるとして、その取消しを求めた事案である。本稿では、前者の死亡共済金のみなし贈与財産該当性について

てのみ検討することとし、後者の一時所得における負担金の控除該当性については検討を省略する。

(2) 前提事実

① 本件共済制度

イ 目的等

Aは、会員の福祉に関する事業として、福祉共済制度（以下「本件共済制度」といい、実施に必要な規則を定めた「社団法人A福祉共済規則」を、以下「本件共済規則」という。）を行うこととし、会員の死亡、火災、災害又は障害に関して必要な寄附を行い、又は会費負担金の立替払い及び死亡共済金の前払いを行うなどしている。

ロ 負担金

Aの会員は、入会を承認された日の属する月から退会の日の属する月まで毎月8,500円の福祉共済負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならないが、本件共済制度に30年以上在籍し、かつ、80歳以上の会員については、その誕生日の属する年度末まで納付するものとされている。なお、一旦納付された負担金は、理事会の議を経て、会長が特別の事情があると認めたときを除くほか、返還されることはない。

ハ 給付金

本件共済制度による給付は、死亡共済金、火災共済金、災害共済金及び障害共済金の4種類であり、会員は負担金の12か月分に相当する額の納付を怠った場合は受給資格を失うものの、Aへの入会を承認をされた日から給付を受ける権利を取得することとされている。

死亡共済金の額は、原則として800万円であるが、45歳未満で死亡した会員の死亡共済金は1,000万円である。火災共済金、災害共済金及び障害共済金の額はいずれも800万円である。

死亡共済金は、会員が指定した受給権者に支給するものとし、その受給順位は指定の順位とされ、その指定がない場合は、会員の配偶者、子、孫、直系尊属、兄弟姉妹、兄弟姉妹の子を受給権者とし、その受給順位は、この順位とする。

ニ 福祉共済基金

本件共済制度の負担金、その果実、手数料及びその他の原資は、「福祉共済基金」とし称し、社団法人A財産の管理及び会計規則に基づき、別途会計とされ、同基金は、各種共済金、立替払金及び死亡共済金前払金の支出に当てられ、他に流用、転貸又は担保にすることができない。

② 負担金の納付

Bは、本件共済制度に加入していたところ、加入からBが満80歳に達した月の属する年度末に納付義務が免除されるまでの同人の負担金（合計270万2,400円。以下「本件負担金」という。）はいずれも納付された。

③ Bの死亡

Bは、平成20年〇月〇日、死亡した。

④ 本件共済金の受給

控訴人は、Bによって死亡共済金の受給権者に指定されていたことから、平成20年5月23日付けでAに対して死亡共済金の請求を行い、同年6月12日、B死亡に係る死亡共済金として800万円を受領した（以下「本件共済金」という。）

⑤ 確定申告

控訴人は、平成 21 年 3 月 13 日、〇〇税務署長に対し、平成 20 年分の所得税について、本件共済金を平成 20 年分の所得金額に含めず、確定申告書を提出した。

⑥ 本件更正処分

〇〇税務署長は、平成 23 年 6 月 3 日付けで、本件共済金は控訴人の平成 20 年分の一時所得に該当するとし、かつ、本件負担金を控除しないで本件更正処分等を行った。

2 争点

本件死亡共済金の受給は、相続税法 9 条に規定するいわゆるみなし贈与に該当し、所得税法 9 条 1 項 15 号により非課税所得となるか否か。

3 当事者の主張

（１）被控訴人の主張

① 本件共済金の受領は、控訴人が、B の死亡に伴い初めて発生した死亡共済金を受けるための請求権を原始的に取得し、自らその権利を行使したことによるものであって、B の財産の実体が減少することによって財産上の利益を与えられたわけではないので、民法上の贈与と同視することはできず、相続税法 9 条のみなし贈与に該当しないから、所得税法 9 条に規定する非課税所得に該当しないことが明らかである。

② 相続税法 9 条は、贈与の意思によって税負担の公平が失われることがないようにするため、財産を取得した事実によって実質的に民法上の贈与と同視できるような経済的效果が生ずる場合に、その取得した財産を贈与又は遺贈により取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとしたものである。したがって、同条が適用されるためには、利益を受けさせた者が、利益を受けた者に対し、実質的に民法上の贈与（自己の財産の実体を減少させることにより相手に財産的利益を与えること）と同視し得るような財産上の利益を受けさせたことが必要である。

③ 本件共済制度の負担金は一旦納付されると会員 A が退会しても原則として返還されず、その果実、手数料及びその原資とともに福祉共済基金に組み入れられて各種共済金の原資となる上、各共済金の額は会員である期間の長短や納付された負担金の多寡にかかわらず定額である。そうすると、負担金の額は死亡共済金を含む全給付を総合して決定されていると想定される。

そのような負担金の性質に加えて、会員は A への入会を承認された日から本件共済規則による給付を受ける権利を取得するとされているところ、死亡共済金については、会員ではなく会員の指定した受給権者に支給されること、また、受給権者の請求に基づいて共済金が給付されること等に照らすと、死亡共済金については、前払いの場合を除き、会員の死亡によって、会員ではなく、受給権者がその給付を受ける権利を固有の権利として原始的に取得し、その権利を行使したことにより受領したものになると解されるのであり、会員の財産に減少はない。

さらに、死亡保険金は、会員の福祉を図る本件福祉制度の一環として支給されるものであり、受給権者の指定は、財産上の権利の移転を目的とする法律行為ともいえない。

④ そうすると、本件共済金の受給について相続税法 9 条の適用はない。

(2) 控訴人の主張

- ① 本件共済金の受領は、控訴人がBの死亡という何らの経済的負担を伴わない原因に基づいてAに対する請求権を取得したことで得た利益であり、Bが本件共済金の受給権者を控訴人に指定したことによって控訴人に利益を受けさせたものであるから、Bの死亡時において控訴人がBから贈与により取得したものとみなされるので、所得税法9条に規定する非課税所得に該当する。
- ② 相続税法9条は、供与者の法律行為の有無にかかわらず、受益者の受けた利益に着目して、増与とみなす旨を規定しているのであり、供与者が財産上の利益を受けさせたとの要件（贈与との同質性）は不要である。同法5条に規定される保険金に係る保険料のみなし贈与についても、供与者において受益者が受けた利益に見合う自己の財産の減少はない（保険料と保険金は必ずしも一致しない）が、それでも保険金の受領についてはみなし贈与財産に該当する旨を規定しているのであるから、一連のみなし贈与規定である同法5条と9条とで、利益に見合う財産減少が供与者に必要か否かが異なるというのは解釈として失当である。
- ③ 死亡共済金は、受益者が原始的に受給権を取得するようにも見えるが、これは負担金の拠出者による第三者のためにする契約に基づき、受給権者が会員による受給権者の指定等によって受給権を取得するとも解し得るのである。そうすると、このような実質的な法律関係からすれば、本件共済金が贈与（遺贈）とみなされることは、むしろ当然のことである。Cの遺族年金の受給権も、共済加入者の死亡によって遺族に共済金が支給されるという点で本質に差異がないところ、こちらは相続税の課税対象として取り扱われており、本件共済金がこれと異なる扱いを受ける合理的な理由はない。

4 本判決の要旨

控訴棄却

- (1) 相続税法9条本文は、同条5条から8条まで及び9条の2から9条の6までの規定によって贈与又は遺贈により取得したものとみなされる場合を除くほか、対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた者がいる場合に、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を、当該利益を受けさせた者から贈与又は遺贈により取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとした規定であるところ、その趣旨は、法律的には贈与又は遺贈によって財産を取得したものとはいえないが、そのような法律関係の形式とは別に、実質的にみて、贈与又は遺贈を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、贈与契約又は遺言の有無にかかわらず、その取得した経済的利益を当該利益を受けさせた者からの贈与又は遺贈によって取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとしたものと解される。

上記のような同法9条の趣旨に鑑みれば、一方当事者の何らかの財産が減少し、他方当事者について財産の増加や債務の減少があったというだけでは、およそ贈与と同じような経済的実質があるとは言い難いことは明らかであって、同条にいう「対価を支払わないで、・・・利益を受けた場合」というためには、贈与と同様の経済的利益の移転があったこと、すなわち、一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したことを要すると解するのが相当である。

（２）これを本件についてみると、控訴人は、Ｂが共済福祉制度の負担金を支払い、死亡共済金の受給権者を控訴人に指定したことにより、Ｂの死亡時に控訴人が受給権を取得したことが、いわば第三書のためにする契約の結果とも解し得る等と主張し、本件に相続税法９条の適用があると主張する。

しかしながら、本件共済制度に基づく死亡共済金は会員の相互扶助を目的とする各種共済金の１つであって、会員がＡに納付する負担金も死亡共済金に関して個別に支払うのではなく、その金額はすべての共済金の受給資格に関するものとして一定とされ、共済金の額も会員が支払った負担金の額とは全く連動しない一定の額とされているのであり、退会の際は原則として返還されないというのであるから、Ｂが負担金に相当する経済的利益を失うことによって、死亡共済金の受給権者に指定された控訴人が何らの対価の支払なくして上記経済的利益を享受したものであることはできず、Ｂと控訴人の間に贈与と同様の経済的利益の移転があったとは認められない。

なお、控訴人は、負担金が本件共済金以外の共済金の原資になり得るとしても、これが負担金の納付と本件共済金の受給との間における贈与と同様の経済的利益の移転を否定する理由にはならず、共済制度の性質上、全体として払い込まれる負担金（その運用による利益等を含む。）の額と支給される共済金の額は均衡しているのであるから、負担金の納付と本件共済金の受給との間には贈与と同様の経済的利益の移転が認められる旨主張する。しかし、Ｂが本件共済制度に加入して本件負担金を納付しなければ、控訴人が本件共済金を受領できなかったということはできるが、前提事実のとおり、本件共済制度の負担金、その果実、手数料及びその他の原資は、福祉共済基金に組み入れられた上で、同基金が死亡共済金等の各種共済金等の支出に充てられていること、死亡共済金等の各種共済金の額は、会員である期間の長短や納付された負担金の総額の多寡にかかわらず、４５歳未満で死亡した会員の死亡共済金の額が増額される場合を除き、いずれも定額であることに鑑みると、Ｂが納付した本件負担金に相当する経済的利益が控訴人に移転したという関係はないから、本件負担金の納付と本件共済金の受給との間に、贈与と同様の経済的利益の移転があったということとはできない。

これに対し、控訴人は、Ｃの遺族年金の受給権については、贈与財産として課税されていることから、同種の受給権である本件共済制度の死亡共済金についても同様と解すべきであると主張するが、Ｃが会員に提供している〇年金は、会員が積み立てた保険料等をその積み立てた額に応じて当該会員が自ら受け取る積立型の私的年金であり、会員が６５歳に到達した場合に当該会員に対して支給される養老年金も基本的にはそれまでに払い込んだ保険料が支給されることとされ、遺族年金の額も、会員が養老年金受給前であれば基本的には会員による払込済保険料と利息相当額が支給され、養老年金受給開始後であれば養老年金の保証期間の残余給付期間に係る年金と同額が支給されることとなっていると認められるのであるから、本件共済制度に基づく死亡共済金とは異なり、Ｃの遺族年金の受給は、会員の払い込んだ保険料に相当する経済的利益が遺族年金として遺族に移転したものであり、贈与と同様の経済的利益の移転があったと認められるというべきであり、同様に論ずることはできない。

（３）そうすると、本件共済金の受給について相続税法９条を適用する余地はなく、所得税法９条に規定する非課税所得には該当しない。

Ⅱ 検 討

1 本判決の評価と問題の所在

本判決において、裁判所は、本件共済金の給付は、「被相続人が経済的利益を失うことによって、相続人が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したものとはいえない」との理由により、相続税法9条のみなし贈与には該当せず、一時所得に該当するとの判断を行っている。

しかしながら、本件共済金は、被相続人が負担金を支払い、本件共済金の受給権者を相続人に指定したことにより、被相続人が死亡したことに伴い、相続人が本件給付金を受給したものであり、本件は、被相続人と相続人の間で発生した共済金の課税関係であることから、それが遺贈に該当しない限り、そもそも同法9条のみなし贈与課税が発生する余地はないものと考えられる。

ただ、本件においては、本件共済金を同法9条に当てはめた上で、同法9条を適用するには、贈与と同様の経済的利益の移転があったこと、すなわち、一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したことを要するとの法解釈が行われていることから、今般、みなし贈与と一時所得の区分について改めて整理すべきと考えられる。

そこで、本稿においては、相続税・贈与税と所得税の関係から振り返り、それぞれの税目の課税の準備範囲を明確にした上で、個別の条文である同法3条1項1号及び5条と9条の関係、更には所得税法34条との関係を再確認することで、みなし相続とみなし贈与の違いはどこにあるのか、みなし贈与と一時所得の区分（境界線）はどこにあるのか、また何をもって両者が峻別されるべきなのかを明確にするため、以下で検討を行い、今後の対応策について一定の提言を行うものである。

2 相続税と所得税の課税関係

相続税と所得税は、その課税ベースによる分類をみると、相続税は資産課税に分類され、所得税は所得課税に分類される¹⁾。より正確には、相続税は、個人の富の再分配を目的として資産の移転に担税力を求める税であり、所得税は、所得再分配を一つの目的として個人に帰属する経済的利益に対し包括的な所得概念により担税力を求める税とされている。また、贈与税は、生前贈与による相続税の課税回避行為を防止するため、相続税を補完する機能を担っているとされている。

ただ、資産課税である相続税・贈与税と所得課税である所得税は、資産の移転時において同一の経済的利益に対する課税の重複が生じ得ることから、所得税法は、所得課税と資産課税の二重課税の排除を意識し、同法9条において非課税所得を規定し、相続税又は贈与税が課されるものについては、所得税の対象から除外した上で、資産課税の対象外となる部分を包括的所得概念により各種所得に分類した上で所得税の課税対象としているところである。

すなわち、相続税・贈与税と所得税は、個人に対する課税であり課税の重複が想定されることから、まずは資産課税の対象を認識した上で、当該資産課税が対象とする部分を所得課税の対象から除外することにより二重課税の排除を行っていると理解してよいだろう。

それでは、資産課税の対象をまずもって認識する必要があるが、そもそも資産課税の範囲をどのように捉えるべきであろうか。それは、相続税が、被相続人の死亡を契機として、被相続人に帰属する資産

¹⁾ OECD, *Revenue Statistics 2022*

が相続人に移転するタイミングを捉えて、個人の富の再分配を行う目的の税であることに鑑みると、相続税は、個人間の資産の移転に着目した、換言すれば、死亡した特定の個人に帰属する財産価額に着目した上で、同税の課税最低限を上回る財産価額の部分を課税対象として、相続税を徴収し、富の再分配という所期の目的を果たすものと理解すべきであろう。すなわち、相続税は、死亡を原因として、被相続人である個人の帰属資産が相続人に移転することに課税根拠が求められるものであり、相続税が資産移転税とも云われる所以である。この点において、所得税が、包括的所得概念の下、経済的利益の提供者の如何を問わず、個人に帰属するあらゆる経済的利益を包括的に所得として認識し課税するものであることとは大きく性格が異なるといえるだろう。

上記のような相続税法と所得税法の課税の趣旨を踏まえて、それぞれの条文に規定されたみなし相続とみなし贈与、更には一時所得の課税要件等を改めて確認することとする。

3 相続税法3条1項1号のみなし相続の課税要件と立法趣旨

相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡に伴う生命保険契約の保険金（共済金を含む）は被相続人に帰属する本来の相続財産ではないが、その資産の移転形態の特殊性に鑑みて、相続又は遺贈による財産の取得と同視すべきものであるとして、相続税法上相続財産とみなすものである。

すなわち、被相続人が生命保険料を負担したことにより、相続人が受給した生命保険金は、相続人が原始的に取得した固有の財産であり、法的には相続財産ではない。しかしながら、死亡を保険事由とする生命保険金の経済的実質をみると、被相続人が生前に自身の財産である生命保険料を拠出し、被相続人が死亡したことにより一旦被相続人自身が生命保険金を取得し、当該生命保険金を相続人が相続したものと同視できるものであり、それは被相続人から相続人に対して財産が移転したのと同様の効果があることから、相続人が受給する生命保険金を一時所得とするのではなく、同法3条1項1号はみなし相続財産と規定しているものである。

また、本条の対象となる生命保険契約の範囲については、共済であっても生命保険と同様な程度に責任準備金や共済掛金が計算され管理されているものは、同等に取り扱うべきであることから、同法施行令1条の2の1項各号において、保険業法2条3項に規定する生命保険会社と締結した保険契約に加えて、法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した各種生命共済に係る契約が限定列举されている²⁾。

4 相続税法5条のみなし贈与の課税要件と立法趣旨

相続税法5条は、同法3条1項1号の生命保険契約の保険金に係る生命保険料を、被相続人ではない保険金受取者以外の第三者が負担していた場合において、当該生命保険金を第三者から保険金受取者に対する贈与財産とみなすものである。

何故なら、生命保険料を被相続人が負担するのでなく、保険金受取者以外の第三者が負担した場合においては、被相続人が死亡した後に生命保険金が保険金受取者に支払われた場合には、当該保険金が一たび生命保険料を負担した第三者に支払われ、当該第三者から保険金受取者に贈与により財産が移転したのと同様の効果があることから、当該生命保険金を生命保険料の負担者である第三者から保険金受取者へのみなし贈与財産とするものである。この場合においては、生命保険金に相当する経済的利益の価額

²⁾ DHC コメントータル相続税法

が贈与により第三者から保険金受取者に移転したものと評価することができる。

5 相続税法9条のみなし贈与の課税要件と主な適用事例の特徴

相続税法9条は、同法5条（保険金）から8条（債務免除等）及び第3節（信託）で規定している以外のその他の事由による無償又は低額の対価の支払いによる利益の享受を課税対象とするものであり、贈与契約はないものの、その経済的実質に着目し、課税の公平の見地から、利益を受けさせた者から利益を受けた者へ贈与があったものとみなして包括的に贈与税の課税を行うものである。

本条のみなし贈与の課税には種々の類型があるが、主な適用事例は以下のとおりである。

	みなし贈与事由	利益を受けさせた者	利益を受けた者	みなし贈与額
イ	同族会社に対する財産の無償提供	財産の提供者	株主	株式価額増加部分
ロ	同族会社に対する債務の免除・引受	債務免除・引受者	株主	株式価額増加部分
ハ	同族会社に対する財産の低額譲渡	財産の譲渡者	株主	株式価額増加部分
ニ	無利子の金銭等の貸与	金銭等の貸与者	借主	利子相当額
ホ	他者名義の建物の増改築費用の支出	増改築費用支出者	名義人	建物増改築費用
ヘ	財産の共有持分の放棄	共有持分の放棄者	他共有者	放棄者の持分
ト	負担付贈与により利益を受ける第三者	負担付贈与者	第三者	負担額相当額

上記のとおり、これまでに同法9条が適用されたみなし贈与の事例には種々のパターンがあるが、それらに共通している特徴は、贈与税は相続税を補完する税であることから、将来の相続税の課税回避を防ぐため、同族会社に対する無償又は低額譲渡等によるその株主の含み資産の増加を経済的利益の移転とする間接的な利益の移転を含めて、みなし贈与事由となる種々の行為を行った特定の利益を受けさせた者から特定の利益を受けた者に対する実質的な経済的利益の移転金額が認定されていることにある³⁾。無論、贈与税の申告を行う上で、みなし贈与財産の利益を受けさせた者とそのみなし贈与額が具体的に判明しなければ、そもそも贈与税申告書を作成できないわけであり、当然のことながら、実務上、みなし贈与課税を行う際においては、利益を受けた者のみならず、当該利益を受けさせた者とみなし贈与額が特定されていることが前提条件となつてこよう。

6 所得税法34条の一時所得の課税要件と典型的な一時所得の適用事例

所得税法34条は、営利を目的とする継続的行為以外の偶発的に発生した利益の享受を対象とし、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものに対し課税を行うものである。

所得税基本通達34-1にある一時所得が適用されることとなる例示については以下のとおり。

- イ 懸賞の賞金品、福引の当選金品等
- ロ 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金（雑所得に該当するものを除く。）
- ハ 労働基準法の規定により支払いを受ける付加金
- ニ 所得税法施行令に規定する生命保険契約等に基づく一時金及び損害保険契約等に基づく満期返戻金等

³⁾ みなし贈与は、同族会社を通じた株主への間接的な経済的利益の移転と、無利子の金銭等の貸与などの直接的な経済的利益の移転があるが、いずれも経済的利益を受けさせた者と受けた者が特定されており、両者の間での当該経済的利益の移転金額が認定されていることが特徴である。

- ホ 法人からの贈与により取得する金品
- ヘ 人格のない社団等の解散により受けるいわゆる清算分配金又は脱退により受ける持分の払戻金
- ト 借家人が賃貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料
- チ 民法の規定により売買契約が解除された場合に当該契約の当事者が取得する手付金又は償還金
- リ 所得税法 42 条又は 43 条に規定する国庫補助金等のうちこれらの規定を受けないもの及び 44 条に規定する資産の移転等の費用に充てるため受けた交付金のうちその交付の目的とされた支出に充てられなかったもの
- ヌ 逸失物拾得者又は埋蔵物発見者が受ける報労金
- ル 逸失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する財産
- ヲ 地方税法の規定により交付を受ける報奨金

上記のとおり、一時所得は包括的所得概念により幅広く経済的利益を認識するものであり、逸失物の拾得による財産の取得が一時所得に該当するように、一時所得においては、みなし贈与のような経済的利益を受けさせた者（贈与者）の特定は必ずしも必要とはされていない。すなわち、一時所得は、営利を目的とする継続的行為以外の受給者側の偶発的な経済的利益の享受に着目した課税であり、資産の移転に着目した税ではないことから、経済的利益を受けさせた者の特定は直接の課税要件とはされていない点に注目する必要がある。

7 生命保険金のみなし相続（3条1項1号）とみなし贈与（5条）・その他のみなし贈与（9条）の課税要件の違い

相続税法においては、生命保険金のみなし相続（3条1項1号）については、被相続人の死亡に伴う生命保険契約の保険金の相続人への財産の移転形態の特殊性に鑑みて、同条に規定する一定の生命保険金については、それを相続人が原始的に取得したものであっても、一時所得ではなく相続財産とみなしている。その対象は、生命保険金に加えて共済金であっても、責任準備金や共済掛金の計算と管理が生命保険と同様のものは生命保険と同等に取り扱われているところである。この3条1項1号の生命保険金をみなし相続財産とする取扱い、被相続人の死亡に伴う相続人の生命保険金の取得の経済的実質をみると、被相続人が生命保険料を負担したことにより、被相続人の死亡時に生命保険金という資産が形成され、当該資産が被相続人から相続人に移転したのと同視できることに着目したものであり、被相続人が当該生命保険金の形成に要した生命保険料の支払いと、相続人が受給した当該生命保険金との間に、個別対応や金額連動の関係が存することによるものではないと思われる⁴⁾。したがって、生命保険金（共済金を含む）に係るみなし相続の課税要件は、それが保険業法2条3項に規定する生命保険契約及び当該生命保険契約と同等に評価できる法律の規定によって保険に関する事業を行う法人と締結した生命共済契約に基づくものに該当することとなる。

一方、生命保険金のみなし贈与（5条）とその他のみなし贈与（9条）については、みなし相続（3条1項1号）とは異なり、贈与契約はないものの、その経済的実質が贈与と同視できるもの、つまり、

⁴⁾ 徳原早紀氏は、下掲論文「生命共済契約に関するみなし相続・みなし贈与と課税について」において、相続税法施行令1条の2に規定されたみなし相続財産に該当する生命共済契約である「こくみん共済」、「神奈川県民共済」、「埼玉県民共済」のいずれの生命共済契約においても、共済掛金と共済金の間での個別的関連性や金額的連動性がないことの検討結果を公表している。

贈与者（利益を受けさせた者）と受贈者（利益を受けた者）が特定されており、両者の間の経済的利益の移転金額が認定されることが課税要件となる。

すなわち、生命保険金（共済金を含む）のみなし相続該当性（3条1項1号）については、飽くまでも相続に伴う生命保険金の受給という財産の移転形態の特殊性に鑑みて、それが実質的には被相続人から相続人への相続による資産の移転であること（相続財産該当性）に課税の根拠を求めているのに対し、生命保険金のみなし贈与該当性（5条）やその他ののみなし贈与該当性（9条）については、のみなし相続とは異なり、実質的には贈与として、利益を受けさせた者（贈与者）から利益を受けた者（受贈者）への当該利益の額に相当する経済的利益の移転であること（贈与財産該当性）に課税の根拠を求めるものであると考えられる⁵⁾。

8 みなし贈与と一時所得の区分の在り方

みなし相続とみなし贈与の相違点については上記で整理したので、次にみなし贈与と一時所得の区分について整理することとする。

生命保険契約と同等に取り扱われる共済契約については、前述のとおり、相続税法3条1項1号によりみなし相続財産とする立法措置があるのに対し、生命保険契約と同等に取り扱われない共済契約については、現行法においては、同法3条と5条の適用対象外となることから、個々の共済契約の事実関係において、同法9条のみなし贈与か所得税法34条の一時所得かの解釈論に委ねられている。その際、みなし贈与該当性の判断において重要な点は、これまでの検討を踏まえると、同法9条の「利益を受けさせた者」をどのように解釈するかが大きなポイントとなってこよう。

そこで、同法9条のみなし贈与の規定の趣旨についてこれまでの司法判断を再確認すると、以下のとおりである。「相続税法9条の規定は、贈与税の課税対象を私法上の贈与契約に基づく贈与財産のみに限定すれば、贈与契約によって財産を取得したのではないが、贈与と同じような実質を有する場合に、贈与税を課税できないこととなるので、この不合理を補うために、実質的に対価を支払わないで経済的利益を受けた場合においては、贈与契約の有無にかかわらず贈与により取得したものとみなし、これを贈与税の課税財産としているものと解される。」（東京地裁昭和51年2月17日判決）。

上記判決にあるみなし贈与課税の趣旨目的に鑑みると、そもそも、贈与とみなし贈与の相違は、贈与者側と受贈者側の贈与契約の存否という私法上の法律関係の有無のみであり、税負担の公平の見地から、私人間の行為の法形式のみではなく、経済的実質に着目し課税を行う租税法である相続税法においては、経済的利益が利益を受けさせた者から当該利益を受けた者へ移転している場合においては、贈与とみなし贈与を同等に認識すべきものであり、この点で両者に差異を設けることは、課税の公平に反することとなると考えられる。そうすると、みなし贈与の課税要件は、利益を受けさせた者と利益を受けた者の因果関係の有無や、利益を受けさせた者による経済的利益の原資の提供の有無ではなく、贈与契約が存在する場合と同様に、経済的利益を受けた者（個人）と当該利益を受けさせた者（個人）が特定されており、両者の間での当該利益の移転金額が認定されることがと理解すべきであろう。

みなし贈与についての上記法解釈を前提として、本件の事実関係を当てはめると次のとおりである。

本件共済制度の加入者である控訴人の父が負担金（270万2,400円）を払い込んだことと本件共済制

⁵⁾ みなし贈与の場合は、利益を受けさせた者と利益を受けた者の間における経済的利益の移転については、当該利益の授受についての個別対応や金額連動の関係が求められるものと考えられる。

度に基づく本件共済金の受取者を父が控訴人に指定したことにより、控訴人は父の死亡により所定の本件共済金（800万円）を受給することとなった事実が認められる。この場合において、控訴人は、父の死亡により、何らの対価を払わずに800万円の経済的利益を得ているが、この経済的利益は父が払った負担金（270万2,400円）という父の資産が本件共済金という形で控訴人に移転したとみることができであろうか。本件共済制度に基づき、父の払った負担金は、一旦福祉共済基金に組み入れられた上で、共済事由に応じて、控訴人が本件共済金を受給した事実関係をみると、父が負担金を支払ったことにより、控訴人が本件共済金を受給できた因果関係や、父の支払った負担金が控訴人が受給した本件共済金の原資になっていることは推認できるものの、やはり、その経済的実質をみると、本件共済金を一旦被相続人が受け取った上で、当該共済金を被相続人から相続したものとしてみなし相続財産と認定するのなら格別、父の資産である負担金に相当する金額が控訴人に本件共済金として贈与されたとみることができないであろう。つまり、本件においては、控訴人が受給した本件共済金という経済的利益を受けさせた者が特定されていない事実が認定されるのであり、そうすると、みなし贈与の課税要件である利益を受けさせた者の特定を満たさないこととなり、本件における経済的利益である本件共済金の受給をみなし相続と認定できない限り、みなし贈与ではなく、父の死亡による相続を原因とするものではあるが、控訴人が受給した偶発的な一時所得に該当することとなろう。

これまでの検討を踏まえ、個人が無償又は著しく低い対価の額で経済的利益を受けた場合の課税関係（相続又はみなし相続に該当する場合を除く）を整理すると、以下のとおりとなる。

個人が無償又は著しく低い対価の額で経済的利益を受けた場合の課税関係
（除相続税関係）

経済的利益の提供者の態様	課税標準	課税原因	対象税目
特定個人（贈与契約あり）	贈与額	贈与	贈与税
特定個人（贈与契約なし）	移転額	みなし贈与	贈与税
不特定個人（移転経路不明） ⁶⁾	受給額	一時所得	所得税
法人	贈与額	一時所得	所得税

Ⅲ 結 論

個人が受給する生命共済契約の死亡共済金の課税関係については、現行相続税法においては、それが同法3条1項1号に規定する生命保険金と同等に取り扱われる共済金に該当する場合には、当該共済契約の負担金と給付金の受給に個別対応や金額連動の関係がなくても、みなし相続財産として課税される。一方、それが同条同項同号の生命保険金と同等に取り扱われない共済金の場合には、同法9条のみなし贈与の包括的規定を当てはめると、利益を受けさせた者と利益を受けた者との間での経済的利益の移転金額の特定が要求され、それを満たさない場合には、贈与税の対象から外れ、一時所得として所得課税が行われることとなっている。

⁶⁾ 経済的利益を受けさせた者が個人であることが推認されても、その特定ができないため、当該経済的利益を受けた者に対する利益の移転経路が不明で、当該経済的利益の移転金額が特定できないものをいう。

この立法措置は、相続税法の原則である本来の相続財産と本来の贈与財産をどのように認識し、みなし相続財産とみなし贈与財産をどのように認識するかの問題に帰着する。本件のような生命共済契約の課税上の取扱いについては、生命保険金の財産の移転形態の特殊性に鑑みて、それが生命保険契約と同等に取り扱われる同法施行令1条の2の1項各号に定める法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した生命共済契約に基づく特定の共済金である場合には、みなし相続財産（被相続人以外の第三者が負担金を負担している場合はみなし贈与財産）となり、それに該当しない場合は、同法9条の規定の下で利益を受けさせた者から利益を受けた者への経済的利益の移転金額の特定が認定されない限り、贈与税の課税対象とはならないことから、一時所得として所得課税が行われることとなっている。

この取扱いは、生命共済契約の生命保険契約との類似性の如何によって生命共済金の受給者の課税関係を大きく変更させるものであり、その意味で、生命共済金の受給者に対する課税の予測可能性や法的安定性を確保する見地からは、生命保険契約と同等に取り扱われる共済契約の範囲が重要となつてこよう。現行相続税法においては、前述したとおり、生命保険と同様な程度に責任準備金や共済掛金が計算され管理されているものは同等に取り扱うべきとの考え方の下で、同法施行令に政令委任した法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した生命共済に基づく特定の共済金についてのみ相続財産とみなすこととされている。この制度は、みなし相続財産として生命保険契約と同様に取り扱う生命共済契約の範囲を法律の規定に基づくものに限定することにより、責任準備金や共済掛金の計算と管理の適正性が担保された特定の生命共済契約のみを生命保険契約と類するものとするものであり、生命共済事業に係るみなし相続の取扱いの安定性や客観性の確保に資するものと一定の評価ができる。

しかしながら、本件共済契約のような法律の規定に基づかない生命共済契約による死亡共済金であっても、被相続人が負担金を支払い、当該被相続人の死亡に伴い当該共済金が相続人に給付されるものであれば、被相続人の負担金の支払いと相続人の共済金の受給の間に個別対応や金額連動の関係がないことから、それを贈与とはみなすことはできなくても、そこには被相続人から相続人への相続に伴う資産の移転事実が認められ、個別の共済契約が法律の規定に基づくものであるかどうかのみで、生命共済金の受給者の課税関係の差別化を図ることは必ずしも最善かつ合理的なものとはいえないだろう。

したがって、今後において、立法当局が生命保険契約に類する生命共済契約の共済金の範囲を見直す際には、それが企業共済や同業者共済のような法律の規定に基づかないものであっても、相続税法上、生命保険契約に準ずるものとしてその相続に伴う資産の移転として評価できるものであれば、各共済の運営主体が個別に申請を行い、当局の審査によりみなし相続財産として認定する新たな仕組みも検討すべきものと思われる。特に、生命共済契約であっても、死亡共済金が、本件共済契約のように生命保険金の法定相続人1人当たりの非課税限度額である500万円を超えるような高額な共済金は、当該生命共済金の受給者の視点からすると、相続財産としての資産性は十分に認められるものであり、この点からも被相続人の死亡に伴う高額な共済金については、その基礎となる生命共済契約に法律の根拠がないという理由のみで、そのすべてを共済金を受給した者の偶発的な一時所得として扱うのではなく、みなし相続財産と認定する方途も今後検討すべきであろう。

また、本件は、被相続人の死亡を原因とする共済金が、相続税法3条1項1号の生命保険契約と同等に取り扱われる生命共済契約に基づく共済金ではない場合、同法9条において、みなし相続財産に準ずるものとして資産課税で裁くか、あるいは偶発的な給付金の取得として所得課税で裁くかの問題とされている。しかしながら、現行相続税法における生命共済契約の共済金のみなし相続財産該当性は、そもそも同法3条1項1号で判断すべきものであり、生命保険契約と同等に取り扱われない生命共済契約に

基づく共済金については、みなし贈与ではなく、受給者の一時所得として所得課税で裁くべきものと思われる。何故なら、同法9条は、相続に伴う生命保険金の財産の移転形態の特殊性に鑑みて、相続財産としての資産性を判断する同法3条1項1号とは異なり、その他の経済的利益についての包括的なみなし贈与の規定となっていることから、その課税範囲については、贈与の原則に立ち返り、民法上の贈与契約は存在しないものの、飽くまでも利益を受けた者と当該利益を受けさせた者が特定しており、両者の間で当該利益の価額に相当する経済的利益の移転金額が認定されることを課税要件としているからである。その意味において、本判例においては、同法9条のみなし贈与の法解釈が争点となっているが、本来は同法9条のみなし贈与の法解釈の問題でなく、同法3条1項1号の生命保険金（共済金を含む）のみなし相続財産の範囲を規定する立法措置の妥当性の問題であったといえるだろう。

それにもかかわらず、本件問題が発生した原因は、同法9条の課税要件の不明確性にあると思われる。法は、無償又は低額の支払いにより利益を受けた者がいる場合には、当該利益を受けさせた者の特定ができることを想定しているものと思われる。しかしながら、現実には、本件のような場合についてみると、死亡共済金を受給しても、それが被相続人の負担金から直接支払われるものではなく、一旦、社団法人の福祉共済基金に組み入れられた上で、その後の共済事由に応じて払い込んだ負担金の多寡に関係なく保険金が定額で受給権者に支払われるものである以上、負担金の払込みと死亡共済金の給付の間の経済的利益の個別的な移転関係は遮断されていると言わざるを得ない。そうすると、贈与契約が存在せず、利益を受けさせた者と利益を受けた者の間での経済的利益の移転経路が不明な本件のような場合においては、本件共済制度の契約者による負担金の支払いが、本件共済金の給付原因になったことや本件共済金の原資となっていることは推認できるものの、本件共済金そのものの額の利益を受けさせた者が特定されないことになってしまう。こうしたケースに対する法解釈に関する定めがないことが、みなし贈与一般の法解釈と適用を一層困難にしているものと思われる。

本件共済金の受給が同法9条の下では、みなし贈与に該当せず、一時所得に該当するとした裁判所の判断は相当であるが、その判断根拠については、そもそも被相続人の死亡を原因として相続人に給付された本件共済金が同法3条1項1号に規定する生命保険金と同等に取り扱われる共済金としてみなし相続財産に該当しない限り、相続人の一時所得に該当するものであるが、同法9条に当てはめたととしても、本件共済金そのものの「利益を受けさせた者」が特定されていないという同法9条のみなし贈与の課税要件事実の不存在を判断根拠とすべきであったと思われる。

したがって、今後においては、同法9条のみなし贈与は、贈与契約はないが、飽くまでも経済的利益を受けた者と当該利益を受けさせた者が特定され、両者の間で当該利益の価額に相当する経済的利益の移転金額が認定される場合のみ適用されるものであることを、法令解釈通達の発遣等により明確にすべきものと思われる。特に、同法9条の法解釈の核心となる「利益を受けさせた者」の解釈については、当該利益を受けた者と因果関係を有する者であることや、当該利益の原資の提供者であることではなく、当該利益を受けた者に対する当該利益の価額に相当する経済的利益の移転（資産の移転）金額が認定できる特定の個人であることを改めて明確にすべきであろう。

みなし贈与も一時所得も受給者の経済的利益の享受であることに相違はないが、それは資産課税と所得課税の範囲を規律するものであり、両者の課税目的も大きく異なるものである。その点、所得課税の所得税法において非課税所得とされる資産課税の範囲を定めるものの一部を構成する相続税法9条のみなし贈与の課税要件を一層明確にすることが課税庁に求められている。

関係判決

大阪地裁平成25年12月12日判決（平成24年（行ウ）第280号所得税更正処分取消等請求事件）
大阪高裁平成26年6月18日判決（平成26年（行コ）第6号所得税更正処分取消等請求控訴事件）

関係法令等

所得税法34条（一時所得）
所得税基本通達34-1（一時所得の例示）
相続税法3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）
相続税法5条（贈与により取得したものとみなす場合－保険金）
相続税法9条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合－その他の利益の享受）

参考判決

東京地裁昭和51年2月17日判決（昭和48年（行ウ）第128号贈与税決定処分取消等請求事件）
東京高裁平成27年4月22日判決（平成26年（行コ）第457号各贈与税決定処分取消等請求控訴事件）

参考文献

OECD, *Revenue Statistics 2022*

武田昌輔『DHC コメントール相続税法』（第一法規，2021年4月20日最終閲覧）

長島弘「共済金が相続税法上のみなし贈与財産とはならず，一時所得とされた事例」（税務事例47巻12号，2015年12月，15～25ページ）

佐藤孝一「社団法人の福祉共済制度に基づき死亡共済金の受給権者に指定された者が受領した死亡共済金はみなし贈与財産に該当せず，一時所得に当たるとした事例」（税務事例48巻6号，2016年6月，6～17ページ）

古谷勇二「相続税法第9条のみなし贈与について－資本取引等を巡る課税関係を中心として」（税大論叢85号，2016年6月30日，105～204ページ）

酒井克彦「相続税法9条に規定するみなし贈与課税の課税要件」（中央ロー・ジャーナル16巻1号，2019年，47～69ページ）

徳原早紀「生命共済契約に関するみなし相続・みなし贈与課税について」（ZEIKEN 215号，2021年1月，114～127ページ）

田中啓之「みなし贈与」（租税判例百選第7版，別冊ジュリスト253，2021年6月，160～161ページ）

伊藤俊一『新版Q & A みなし贈与のすべて』（ロギカ書房，2022年11月20日）

松本好正『事例と解説によるみなし贈与課税の実務』（大蔵財務協会，2022年12月12日）